

平成 7 年 3 月 3 1 日
訓 令 甲 第 1 7 号
存 続 期 間

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（昭和 3 8 年 1 2 月 2 8 日訓令甲第 3 6 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、警視庁警察職員（以下「職員」という。）の休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 職員の休日、休暇等の取扱いについては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号。以下「条例」という。）、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 5 5 号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（休日）

第 3 条 休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める日

（休日の振替え）

第 4 条 前条第 1 号及び第 3 号の規定による休日が非番日に当たる場合は、休日を振り替えるものとする。

- 2 休日の振替えは、振替え前の休日の直後の正規の勤務時間が割り振られている日（その日が休日の場合は、当該振替え前の休日の前後 2 か月以内の日）に行うものとする。

（休日の勤務）

第 5 条 所属長は、公務のため特に必要がある場合は、職員に対して前 2 条の規定による休日及び次条の規定による代休日に勤務を命ずることができる。

（代休日の指定）

第 6 条 所属長は、前条の規定により休日に勤務することを命ずる場合は、当該休日の前後各 2 か月以内の日で当該休日と同一の正規の勤務時間が割り振られた日に代休日を指定することができる。

（休暇の種類）

第 7 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休

暇、夏季特別休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇）、介護休暇（短期の介護休暇を除く。）、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（年次有給休暇）

第8条 年次有給休暇は、原則として1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認める場合は、1時間を単位として与えることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）のうち、1週間ごとの勤務日（警視庁警察職員勤務規程（平成12年3月24日訓令甲第16号。以下「勤務規程」という。）第4条第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不斉一型育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一であるもの（以下「斉一型育児短時間勤務職員等」という。勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）

(3) 不斉一型育児短時間勤務職員等1週間当たりの正規の勤務時間の時間数及び1週間当たりの勤務日の日数（1週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、規則別表第1の3の1年間の勤務日数の区分に応じ、1週間の勤務日数の欄に掲げる日数）の区分に応じ、規則別表第1の3の1日に換算する時間数の欄に掲げる時間数

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 7時間

4 当番日の年次有給休暇は、原則として正規の勤務時間を分割して実施することができない。

5 国又は他の地方公共団体の職員から引き続き職員となった者の年次有給休暇の取扱いについては、規則第12条第2項の規定によるものとする。

6 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）の適用を受けていた職員が引き続いて規則の適用を受ける場合における当該職員のその年の年次有給休暇の日数は、規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、規則の適用を受けることとなった月に応じ、規則別表第1の2に定める日数を加えたものとする。

7 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）第2条の規定により採用された職員及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に

関する条例（平成１４年東京都条例第１６２号）第４条の規定により採用された職員の年次有給休暇の取扱いについては、規則第１２条から第１３条までの規定によるものとする。

８ 職員は、年次有給休暇を実施する場合は、所属長（休暇実施者が本部の所属長にあつてはそれぞれの属する部の長、方面本部長及び警察署長にあつては警務部長（警察署長にあつては担当方面本部長経由）とする。以下第２２条までにおいて同じ。）の承認を得なければならない。

９ 所属長は、職務に支障があると認める場合は、年次有給休暇の時季を変更させることができる。

（病気休暇）

第９条 病気休暇は、原則として１日を単位とし、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

２ 職員は、病気休暇を実施する場合は、原則として医師の証明書を示し、所属長の承認を得なければならない。

（公民権行使等休暇）

第１０条 職員は、公民権行使等休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

２ 所属長は、職員から公民権行使等休暇の申請があつた場合は、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、公民権行使等休暇の時刻を変更することができる。

３ 所属長は、公民権行使等休暇を承認する場合は、公民権の行使等を証する書類の提出を求めることができる。

（妊娠出産休暇）

第１１条 妊娠出産休暇は、引き続く１６週間（多胎妊娠の場合にあつては２４週間。以下同じ。）以内とする。ただし、出産が予定日より遅れたことにより、出産前の休暇が８週間（多胎妊娠の場合にあつては１６週間）を超えた場合は、引き続く１６週間にその超えた日数に相当する日数を加えた期間とする。

２ 所属長は、妊娠出産休暇を、少なくとも出産前は６週間（多胎妊娠の場合にあつては１４週間）、出産後は８週間与えるものとする。

３ 女性職員は、妊娠出産休暇を実施する場合は、医師若しくは助産師の証明書又は母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定に基づく母子健康手帳（以下「母子手帳等」という。）を示し、所属長の承認を得なければならない。

（妊娠症状対応休暇）

第１２条 妊娠症状対応休暇は、１回の妊娠について、日又は時間を単位として１０日以内とする。

２ 女性職員は、妊娠症状対応休暇を実施する場合は、母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。

（早期流産休暇）

第１２条の２ 早期流産休暇は、流産した日の翌日から起算して、１日を単位として引き続く７日以内とする。

- 2 女性職員は、早期流産休暇を実施する場合は、母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。

(母子保健健診休暇)

第13条 母子保健健診休暇は、妊娠中に9回及び出産後に1回又は妊娠中に10回の範囲内とし、健康診査又は保健指導を受けるのに必要な時間とする。ただし、医師、助産師又は保健師の特別の指示があったときは、その指示されたところにより当該必要な回数とする。

- 2 女性職員は、母子保健健診休暇を実施する場合は、母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。

(妊婦通勤時間)

第14条 妊婦通勤時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ15分を単位として併せて60分以内又はいずれか一方に60分以内とする。

- 2 女性職員は、妊婦通勤時間を実施する場合は、母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。

(育児時間)

第15条 育児時間は、生後1年3か月に達しない生児を育てるための休暇とし、原則として1日2回それぞれ45分とする。

- 2 職員は、育児時間を実施する場合は、母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。

- 3 所属長は、女性職員から育児時間の申請があった場合は、拒んではならない。

(出産支援休暇)

第16条 出産支援休暇は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）の出産の直前又は出産日の翌日から2週間の範囲内で、1日を単位として2日以内とする。ただし、職務に支障がないと認める場合は、1時間を単位として承認することができる。

- 2 職員は、出産支援休暇を実施する場合は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。

(育児参加休暇)

第16条の2 育児参加休暇は、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で承認する。

- 2 育児参加休暇は、1日を単位として5日以内とする。ただし、職務に支障がないと認める場合は、1時間を単位として承認することができる。

- 3 職員は、育児参加休暇を実施する場合は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等を示し、所属長の承認を得なければならない。この場合において、第1項ただし書の規定により実施するときは、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシ

ップ関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等を併せて示さなければならない。

(子どもの看護等休暇)

第16条の3 子どもの看護等休暇は、一の年において、1日を単位として5日（養育する子が複数の場合にあつては10日とする。）以内で必要と認められる期間とする。ただし、職務に支障がないと認める場合は、1時間を単位として承認することができる。

2 職員は、子どもの看護等休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

(生理休暇)

第17条 女性職員は、生理休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

2 所属長は、女性職員から生理休暇の申請があつた場合は、当該女性職員を生理日に勤務させてはならない。

(慶弔休暇)

第18条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又は規則第24条第1項に規定するパートナーシップ関係となる場合、職員の関係者が死亡した場合及び職員の父母の追悼のための特別な行事を行うための休暇とする。

2 職員は、慶弔休暇を実施する場合は、結婚等の事実を確認できる証明書等を示し、所属長の承認を得なければならない。

(災害休暇)

第19条 災害休暇は、災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した日から起算して7日を超えない範囲内で、1日を単位として必要と認められる期間とする。

2 職員は、災害休暇を実施する場合は、災害により現住居が滅失し、又は損壊したことを確認できる証明書等を示し、所属長の承認を得なければならない。

(夏季特別休暇)

第20条 夏季特別休暇（規則第26条の規定による夏季休暇をいう。以下同じ。）は、職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇とする。

2 夏季特別休暇は、1日を単位として、夏季の期間の初日において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数以内で承認する。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 5日

(2) 斉一型育児短時間勤務職員等 5日に当該初日における1週間ごとの勤務日数を5日で除して得た数を乗じた日数

(3) 不斉一型育児短時間勤務職員等 5日に当該初日における1週間当たりの正規の勤務時間の時間数を38時間45分で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 3日

3 夏季の期間内（当該期間の初日を除く。）において、勤務形態が変更されるときに当該変更の日以後における職員の夏季特別休暇は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日数から当該変更の日の前日までに使用した夏季特別休暇の日数を減じて得た日数に、規則第12条の3第2号イからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める率（1を下回るときは、1）を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とする。ただし、当該日数が、

前項各号に掲げる当該勤務形態の変更後の勤務形態の区分に応じ、当該各号に定める日数を超えるときは、当該各号に定める日数）以内で承認する。

- 4 職員は、夏季特別休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

（長期勤続休暇）

第20条の2 長期勤続休暇は、長期にわたり勤続した職員の心身の活力の維持及び増進のための休暇とする。

- 2 規則第26条の2第3項第3号に規定する「任命権者が定める事由」は、妊娠出産休暇、育児休業、配偶者同行休業、公務災害、通勤災害及び休職とする。

- 3 職員は、長期勤続休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

（ボランティア休暇）

第20条の3 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うための休暇とする。

- 2 ボランティア休暇は、1の年において、1日を単位として5日以内で必要と認められる期間とする。ただし、職務に支障がないと認める場合は、1時間を単位として承認することができる。

- 3 職員は、ボランティア休暇を実施する場合は、活動期間、活動の種類、活動場所、仲介団体、活動内容等活動の計画を明らかにする書類を示し、所属長の承認を得なければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により、あらかじめ示すことができなかった場合には、事後において活動の結果を明らかにする書類を示さなければならない。

（短期の介護休暇）

第20条の4 短期の介護休暇は、職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

- 2 短期の介護休暇は、一の年において、1日を単位として5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間とする。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

- 3 職員は、短期の介護休暇を実施する場合は、要介護者の氏名、職員との続柄等及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類（以下「要介護者の状態等を明らかにする書類」という。）を示し、所属長の承認を得なければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができなかった場合には、事後において要介護者の状態等を明らかにする書類を示さなければならない。

（介護休暇）

第21条 介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、要介護者の介護をするための休暇とする。

- 2 職員は、介護休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

- 3 所属長は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とするこ

とを証する証明書等の提出を求めることができる。

- 4 職員は、申請事由に変更が生じた場合は、所属長に届け出なければならない。

(介護時間)

第21条の2 介護時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。以下この条において 同じ。）が要介護者の介護を行うため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

- 2 職員は、介護時間を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

- 3 所属長は、介護時間を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

- 4 職員は、申請事由に変更が生じた場合は、所属長に届け出なければならない。

(子育て部分休暇)

第21条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。以下この条において同じ。）が9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しない場合の休暇とする。

- 2 子育て部分休暇は、公務の運営に支障がある場合を除き承認するものとする。

- 3 職員は、子育て部分休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

(期間計算)

第22条 第9条、第11条、第12条の2、第17条、第18条、第19条、第20条の2、第21条、第21条の3の規定による期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算)

第23条 1時間を単位として使用した第12条、第16条から第16条の3まで、第20条の3及び第20条の4の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

- (2) 斉一型育児短時間勤務職員等 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とする。）

- (3) 不斉一型育児短時間勤務職員等 7時間45分

- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 6時間28分

- 2 1時間を単位として使用した第12条、第16条から第16条の3まで、第20条の3及び第20条の4の休暇の残日数を全て使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、第12条第1項、第16条第1項、第16条の2第2項、第16条の3第1項、第20条の3第2項及び第20条の4第2項の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

(休暇の申請)

第24条 第8条から第21条の3までの規定による休暇を実施する場合は、休暇を実施する日（以下「休暇日」という。）の前日までに所属長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の休暇（前条に規定する休暇を除く。）を実施する場

合においてやむを得ないときは、休暇日の正規の勤務時間の始めまでに申し出ること。

(様式)

第25条 第4条の規定による休日の振替え、第6条の規定による代休日の指定及び第20条の3第2項の規定による活動の計画を明らかにする書類並びに第21条第4項、第21条の2第4項及び第21条の3の規定による申請事由の変更の届出並びに前条の規定による休暇の申請に用いる様式は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月訓令甲第44号)

- 1 この訓令は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第16条の3の規定は、この訓令の施行の日以後に承認を受けた子どもの看護休暇について適用し、同日前に承認を受けた子どもの看護休暇については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月訓令甲第33号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。
(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 8 附則第2項の規定によりこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員及びこの訓令の施行の際までに結核休養により勤務しなかった期間がある職員の長期勤続休暇に係る取扱いについては、附則第3項の規定による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月訓令甲第43号)

- 1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に承認を受けた妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に承認を受けた妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年12月訓令甲第29号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令〔中略〕は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条〔中略〕の規定 平成31年1月1日
 - (2) 〔略〕(経過措置)
- 6 第6条の規定による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(以下「新職員休日休暇等規程」という。)第24条の規定は、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する婚姻の届出をした日又は結婚の日のいずれかの日(以下「結婚の日」という。)及び新職員休日休暇等規程第24条第1項に規定する申請をした日がいずれも

平成31年1月1日以降である場合について適用し、結婚の日又は第6条の規定による改正前の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第24条第2項に規定する申請をした日のいずれかが平成31年1月1日前である場合については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月訓令甲第27号抄）

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年9月26日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第16条の2（警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）第28条の3において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和5年12月訓令甲第32号抄）

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和5年12月27日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第15条（この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第18条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間及び第19条（改正後の会計年度任用職員勤務時間規程第21条の2において準用する場合を含む。）に規定する災害休暇に係る申請等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和7年3月訓令甲第7号）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（以下「休日休暇規程」という。）第16条の3（この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第19条において準用する場合を含む。）に規定する子どもの看護等休暇並びに休日休暇規程第21条の3及び改正後の会計年度任用職員勤務時間規程第28条に規定する子育て部分休暇に係る申請等並びにこの訓令による改正後の警視庁警察職員勤務規程第15条の2に規定する育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。